

### 第3章 服装

(防具及び道着)

第4条： 防具・道着・紅白明示標識は日本拳法全国連盟公認のものを使用しなければならない。

1. 防具の面・胴（内胴と外胴）・股当・グローブについては、日本拳法全国連盟防具規格（仕様書・日本拳法全国連盟 HP 参照）に則るものとする。道着の形状寸法・材質・重量・色種については、別途定める。
2. 試合者は、背中側の胴紐が交差する所に、紅白明示標識（P. 14）の赤又は白を中央から二つ折にして取れないように括りつける。
3. 試合者は試合中に防具紐の結び目が解けないように堅確に着装しなければならない。
  - 1) 危害予防の上からも試合の前後には、防具を点検して万全な防具を身に付け、試合中に道着の帯、防具の紐が解けたり等、服装が乱れないよう着衣する。
4. 試合者は、面を着装する際にタオル（白色）等が面の外へ出ないようにする。
5. 男子は試合時、道着の下に下穿を除き何も着装してはいけない。但し、大会主催者がこれを必要と認めた場合を除く。
6. 女子のアンダーシャツの着用については白色で機能性がない物とする。
7. 小学4年生以上中学2年生以下の男女及び中学3年生女子は「少年ソフト面」を着装する。  
(2019年1月追記)

### 第4章 勝負方法・試合の種類

(勝負方法)

第5条： 本数の取り方によって、次の4つの勝負方法がある。

1. 一本勝負＝試合者のいずれかが先に一本取った者を勝ちとする。試合時間内に勝敗が決しない場合は、引き分けとする。
2. 三本勝負＝試合者のいずれかが試合時間内に二本先取した者を勝ちとする。試合時間内に勝敗が決しない場合は、引き分けとする。但し、大会主催者側の意向で次の1)～3)のように定めることができる。
  - 1) 試合者の片方が一本を取ったままで試合時間が終了した場合は、一本を取った者を優勢勝にすることができる。
  - 2) 両名とも勝点のない場合は「警告1」をもって優勢勝ちとすることもできる。
  - 3) 延長戦を行うことができる。延長戦の試合は、三本勝負及び一本勝負がある。延長戦でも決しないときは、判定で勝敗或いは引き分けを決めることもできる。判定により勝敗を決する場合は、次に示す順番により判定する。
    - ①警告の有無
    - ②試合内容「優勢・劣勢」
    - ③技能
3. 本数勝負＝試合時間内に試合者双方が、取得した本数の総計により、勝敗を決める。
4. 回数勝負＝本数勝負を三回以上行い、その全回数を通じての本数の総計により勝敗を決める。

(個人の試合)

## 第8章 反則

(反則) ※少年は第15章に定める。(P.15 P.16)

第20条 : 試合中に次の行為があった場合は以下の通りとする。 右《 》は宣告内容

### (A) 「警告」

1. 試合者の両足が試合場外に出ること。=内規⑥ (P. 30) 《場 外》
2. 防具の紐が解けたとき。(バンテージ含む。ただし同時に2ヵ所の紐が解けていても1回の警告とする) =内規⑦ (P. 31) 《防具脱落》
3. 相手が紐を括り直しているときに自身の紐も括り直したとき。=内規⑦(P. 31) 《防具脱落》
4. 所定の箇所(面は面金の部分、胴は外胴の部分)以外を搏撃すること。《危険行為》
5. 股当ての部分で蹴ること。=内規⑧ (P. 31) 《危険行為》
6. 倒れた相手の面または胴に強く搏撃を仕掛けること。《危険行為》
7. 肩及び腕(肘・手首)以外の部位(首・膝・足首等)に対して逆技を用いること 《危険行為》
8. 相手の関節部を搏撃すること。《危険行為》
9. 禁止技を使うこと。(締め技・頭突き等) =内規⑨ (P. 31) 《危険行為》
10. 紅白明示標識や帯を着けずに出場すること。試合中に帯が脱落放乱したとき。  
=内規⑩ (P. 31) 《不正行為》
11. 面金や外胴を掴み相手の自由を制すること。=内規⑪ (P. 32) 《不正行為》
12. 故意に相手を場外に押し出すこと。=内規⑫ (P. 33) 《不正行為》
13. 表足プロテクターが脱落放乱したとき。=内規⑭ (P. 37 2019年1月追記) 《防具脱落》

### (B) 「反則一本」

1. グローブ・胴・股当て及び面のタオル等が脱落したとき。=内規⑬ (P. 33) 《防具脱落》
2. 面・グローブ・胴及び股当ての括り直しや取り換えで一旦外すとき。《防具脱落》
3. 白色以外のタオルを使用すること。(面を外して白色タオルに交換させる) 《不正行為》
4. 相手の勢いに押されて、競技の意志なく場外に出ること。=内規⑭ (P. 34) 《戦意喪失》

### (C) 「失格」

1. 面が完全に脱落したとき。(面を再着させる必要はない) 《防具脱落》
2. 認定外の防具を使用(グローブの打撃面にテープを巻く、貼る等も不正)すること 《不正行為》
3. 体を預けて逆技を用いること。《危険行為》
4. 相手の体を持ち上げ、頭部から下へ突き落とすこと。《危険行為》
5. 危険な禁止技を使うこと。(蟹挟み・バックドロップ等) 《危険行為》
6. 双方にとって危険であり、特に相手に負傷させるような行為を行うこと。《危険行為》  
=内規⑯ (P. 31)
7. 故意に相手に背を向けて逃げの形をとること。=内規⑰ (P. 34) 《戦意喪失》
8. 故意に時間を空費すること。=内規⑱ (P. 35) 《不正行為》
9. 「第4条」以外の物を身に付けること。=内規⑲ (P. 35) 《危険行為》
10. 審判員の宣告・通告及び指示に従わないとき。《不正行為》

(反則)

第 20 条：試合中に次の行為があった場合は以下の通りとする。 右《 》は宣告内容

(A)「警告」

1. 試合者の両足が試合場外に出ること。 《場 外》
2. 防具の紐が解けたとき。(バンテージも含む、ただし同時に 2 カ所の紐が解けていても 1 回の警告とする) =少年内規⑦ (P. 42 2019 年 1 月追記) 《防具脱落》
3. 相手が紐を括り直しているときに自身の紐も括り直したとき。 《防具脱落》
4. 所定の箇所(中学 3 年男子の面着装時は面金の部分、胴は外胴の部分)以外を搏撃すること。中学 3 年男子の面着装時を除き、面への突きが当たったとき。 =少年内規⑥ (P. 41) 《危険行為》
5. 股当の部分で蹴ること。 《危険行為》
6. 倒れた相手に攻撃を行うこと。 《危険行為》
7. 相手の関節部を搏撃すること。 《危険行為》
8. 紅白明示標識や帯を着けずに出場すること。試合中に帯が脱落放乱したとき。 =少年内規⑧ (P. 42 2019 年 1 月追記) 《不正行為》
9. 面金や外胴を掴み相手の自由を制すること。 《不正行為》
10. 故意に相手を場外に押し出すこと。 《不正行為》
11. 故意に相手の搏撃に自分から顔面を当てにいったとき。(面着装時は除く) 《不正行為》
12. 故意に相手を倒すこと。 《危険行為》
13. 表足プロテクターが脱落放乱したとき。 =少年内規⑨ (P. 42 2019 年 1 月追記) 《防具脱落》

(B)「反則一本」

1. グローブ・胴・股当て及び面のタオル等が脱落したとき。 《防具脱落》
2. 面・グローブ・胴及び股当ての括り直しや取り換えで一旦外すとき。 《防具脱落》
3. 白色以外のタオルを使用すること。(面を外して白色タオルに交換させる) 《不正行為》
4. 相手の勢いに押されて、競技の意志なく場外に出ること。(後ずさりも含む) 《戦意喪失》
5. 蹴り技で顔面を蹴ること。 《危険行為》

(C)「失格」

1. 面が完全に脱落したとき。(面を再着装させる必要はない) 《防具脱落》
2. 認定外の防具を使用(打撃面にテープを巻く、貼る等も不正)すること。認定防具であっても、改造防具や防具の中に不正品を隠し入れて使用すること。 《不正行為》
3. 双方にとって危険であり、特に相手に負傷させるような行為を行うこと。 《危険行為》
4. 故意に相手に背を向けて逃げの形をとること。 《戦意喪失》
5. 故意に時間を空費すること。 =少年内規⑩ (P. 42 2019 年 1 月追記) 《不正行為》
6. 審判員の宣告・通告及び指示に従わないとき。 《不正行為》
7. その他、試合の公正を害する行為をすること。 《不正行為》

図 27



- 内規② 1) 団体戦の試合者の入退場時以降や個人戦の審判員の交替時の所作は「正面に礼」のみで審判員同士の礼は行わない。
- 2) 紅白の旗を束ねるときは白旗を内側に赤旗を外側にして束ねる。そして、竿頭部を右手で持って移動する。
- 3) 団体戦の入退場時にプラカードがあるときはそれを先頭にする。
- 内規③ 規定のジャケット、ネクタイ、白色無地Yシャツ（ボタンダウン不可）、黒無地スラックス（ジーパンやチノパンツ不可）を着用し、公認審判員証はスラックスの左腰前部に付ける。5月～10月は半袖Yシャツを着用しジャケットは不要とする。審判任務中は腕時計、ネックレス等は身に付けない。
- 内規④ 1) 脱落放乱後の着装については任意とする。なお、1度取り外して試合を続行した後の再着装は認めない。(2019年1月追記)
- 2) 認定規格以外の使用は「失格」とする。(2019年1月追記)

図 9



図 10



- 内規⑥ 1)相手の顔面に突きが当たれば、その試合者に「警告」を科す。負傷が重大な場合は合議の上「反則一本」または「失格」を科す。(図 11・図 12 参照)
- 2)所定の箇所以外を搏撃した場合、その試合者に「警告」を科す。負傷が重大な場合は合議の上「反則一本」または「失格」を科す。(図 13 参照)
- 3)胴への揚蹴りが、面（顎）付近まで到達した場合はその試合者に「警告」を科す。

図 11



図 12



図 13



内規⑦ 少年ソフト面の脱落放乱は「警告」としない。(2019年1月追記)

内規⑧ 1) 紅白の付け間違いや規定外の物は交換させ「警告」としない。(2019年1月追記)

2) 帯は必ず再着装させてから試合させる。(2019年1月追記)

内規⑨ 1) 脱落放乱後の着装については任意とする。なお、1度取り外して試合を続行した後の再着装は認めない。(2019年1月追記)

2) 認定規格以外の使用は「失格」とする。(2019年1月追記)

内規⑩ 1) 試合者が正当な理由なく試合を中断させ、後に競技を継続する場合、中断した試合者には合議の上、「反則一本」から「失格」の罰則を与える。(2019年1月追記)

2) 非積極的（攻撃しない等）な試合者には、まず、「指導」を行う。指導後、改善の見られない場合は、その程度により合議の上「警告」から「失格」までの範囲で罰則を科す。  
(2019年1月追記)

3) 一本先取した試合者が時間経過を待つように非積極的行動を取った場合は上記2)項目を適用する。(2019年1月追記)

写真協力 立命館大学日本拳法部  
親和会道場  
吹田市日本拳法連盟